

/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/


 かやの農業委員会だより
食と農は生命の源である

回 覧
No.8
 平成 24 年 10 月発行
 鹿屋市農業委員会事務局
 ☎ (代表) 0994-43-2111
 (直通) 0994-31-1131



【写真】安全安心な国産粗飼料梱包作業の風景（吾平町麓）

☆発刊によせて…………… 2頁
 ☆鹿屋市農業委員会の紹介…………… 3～7頁
 ☆許可申請…………… 8頁
 ☆標準事務処理期間、証明書発行、届出…………… 9頁
 ☆助成金交付事業、農業者年金…………… 10頁
 ☆標準貸金、実勢賃借料金…………… 11頁
 ☆遊休農地、お知らせ…………… 12頁

発刊によせて



鹿屋市農業委員会
会長 木場 夏芳

8月に開催されました鹿屋市農業委員会臨時総会において、会長に就任しました木場夏芳です。

会長に就任し、改めて責任の重大さを痛感しております。皆様の御期待に応えるべく、農業委員40名の先頭に立って、全身全霊を注いでまいりたいと決意を新たにしているところです。

さて、国では、平成32年に食料自給率50%と必要な農地面積461万haの確保を目指しているところですが、農業者の高齢化、担い手の不足、食料自給率の低下、耕作放棄地の増加など、農業・農村をめぐる状況は好転していないのが実態です。

ご存知のとおり鹿屋市の基幹産業は農業であり、農業・農村の振興・発展を図ることが、本市全体の浮揚に繋がることから、嶋田市長は、“元気なかのやづくり”に向けた取組として、「地域を元気にする産業づくり」を掲げ、農業者の所得向上につながる6次産業化など、戦略的な取組を推進しているところです。

このような中、鹿屋市農業委員会としましては、嶋田市政並びに関係機関と緊密な連携を図りながら地域農業の振興に、また、農業委員会の適正な運営等に努めてまいります。

具体的には、農業者の公的代表である農業委員会の公平・公正な運営はもちろんのこと、農地を適正に管理し、有効利用を図ってまいります。また、農地パトロールや農家相談等を中心に「時代の変革に対応した行動する鹿屋市農業委員会」として、遊休農地の発生防止や解消、優良農地の確保や担い手支援の取組を更に推進していく考えでございますので、農業者をはじめ皆様方の、より一層の御協力と御理解をよろしくお願いいたします。



鹿屋市長
嶋田 芳博

農業委員の皆様へ

今年7月に行われました、鹿屋市農業委員選挙において、当選されました委員の皆様と、各団体からの推薦に基づき選任されました委員の皆様にお心からお祝い申し上げます。特に、選挙による委員の皆様には、今回の選挙から定数が10名減という厳しい状況下での当選となりましたことに対しまして、重ねてお喜び申し上げます。

また、皆様には、日頃から本市の市政運営、とりわけ農業振興に深い御理解と御支援、御協力を賜っており、この場をお借りしまして厚く感謝申し上げます。

さて、農業を取り巻く情勢は、TPPをはじめとする貿易自由化の動きや農家の減少、高齢化、耕作放棄地の増大、食料自給率の低下など様々な課題を抱えているところです。

私は、これまで民間の視点と発想を取り入れながら、市民目線に立って“元気な「かのや」づくり”に向け、本市の基幹産業であります農業をはじめ地域の産業振興の発展に鋭意努力してまいりました。

とりわけ、本市は国内有数の食料供給基地として重要な役割を担っていることから、担い手の育成・確保をはじめ、地域特性を生かした農林水産物の6次産業化、日本一を目指す畜産基地の創造、畑地かんがい事業の整備・拡充、優良農地の確保・集積などに積極的に取り組んでいるところでございます。

このような取組を推進するためには、地域に密着した農地の番人でございます農業委員の皆様のお力添えが、どうしても不可欠でございます。引き続き、皆様の御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

鹿屋市農業委員会・農業委員の紹介

○ 鹿屋市農業委員会は農業の発展と経営の合理化を図り、農業者の地位向上に寄与することを目的に、選挙で選ばれた委員と選任による委員で構成され、市から独立した行政機関として置かれている行政委員会です。

地域農業者の代表として、担い手農家への農地利用集積や遊休農地の解消など、主に農地法や農業経営基盤強化促進法などに基づき、厳正・中立・公平な立場で業務を行っています。

○ 今年の7月31日で、委員の3年任期が満了となり、改選が行われましたので、地域別にご紹介いたします。

任期は平成24年8月1日から平成27年7月31日までの3年間です。この間、地域における農地の権利調整など、地域と行政の橋渡し役として、また、地域農業のリーダーとして日常的な活動を積極的に行いますので、よろしくお願いいたします。

鹿屋地区 17人 ・公選委員 15人 ・選任委員 2人	輝北地区 7人 ・公選委員 4人 ・選任委員 3人
-----------------------------------	---------------------------------

鹿屋市農業委員 40人

吾平地区 6人 ・公選委員 4人 ・選任委員 2人	串良地区 10人 ・公選委員 7人 ・選任委員 3人
---------------------------------	----------------------------------

鹿屋地区（17人）

地区別（50音順）

は担当地区



えなみのぶよし
江並 信義

公選

水稻・レイシ

鹿屋市上高隈町 770-3

☎ 0994 - 45 - 2040

上別府・中央・重田・瀬戸野・大堀・吉ヶ別府・黒坂・谷田・仮屋

私は農業委員として更に自覚を深め、農業者の高齢化に伴い、増えつつある遊休農地の有効活用促進と農業担い手の育成など地域農畜産業の振興に努めたいと思います。



えのきはら たつお
榎原 辰夫

公選

甘藷

鹿屋市南町 1728

☎ 0994 - 49 - 2182

南・獅子目

農政は、今後も大きく変化していきます。これからも、地域の人たちと協力し合い、知恵を出し合い、頑張っていこうと思います。



おかもと しげる
岡元 茂

公選

水稻・露地野菜

鹿屋市横山町 1435-2

☎ 0994 - 48 - 2123

横山・下堀・野里

農業委員6期目16年になります。現在、夫婦で野菜作りをしてAコープ大始良店に出しております。今後は、農家の相談相手、農家以外も話を聞いたりしてまいります。今後は、農業農村の橋渡し役にもなります。



かきもと ひろし
柿元 博志

公選

酪農

鹿屋市東原町 6892-71

☎ 0994 - 43 - 5362

東原・上祓川（台地上）

農業応援団として、これからも頑張ります。



かりやぞの としろう
仮屋蘭 俊郎

公選

露地野菜

鹿屋市花岡町 4119

☎ 0994 - 46 - 4636

花岡・鶴羽・花里・根木原・海道・小薄・有武・高牧・古江

農地は食料の生産基盤です。日本の食料基地である大隅地域の農業振興と、時代を担う子供たちへの食農教育の充実をめざし、努力します。



きした かずあき
木下 和明

選任
(肝属農業共済)

経産牛肥育

鹿屋市大始良町 1717

☎ 0994 - 48 - 2329

田淵・大始良

優良農地の保全確保、担い手への農地利用集積及び遊休農地、耕作放棄地の有効利用の促進に努め、地域農業発展のため尽くします。



ごうはら 郷原 辰義

公選

水稲・青果用サツマイモ・ｽﾄｰｺﾝ

鹿屋市郷之原町 12683

☎ 0994 - 43 - 1325

郷之原・今坂・西原・上野

今回の当選で、4選を果たした郷原辰義です。よろしくお願いいたします。今期は遊休農地や違反転用などの解消に努力していきたいと思ひます。担当地区は、西原台小学校区と上野町です。



こば なつよし 木場 夏芳

公選

養豚

鹿屋市祓川町 4566

☎ 0994 - 43 - 4871

上祓川（台地下）・祓川

今度会長に、就任しました。鹿屋市の農業の発展に努めます。農地の集積も進んでいますが、遊休農地も多く見られます。その解消に努めます。また認定農業者とのコミュニケーションを図ります。



しもかりや かつや 下仮屋 勝哉

公選

生産牛・人工授精師

鹿屋市浜田町 1006

☎ 0994 - 47 - 2176

高須・浜田・永小原

農業委員としての使命を果たし、農家のために一生懸命取り組みます。



たけもと さとる 武元 悟

公選

露地野菜

鹿屋市笠之原町 7365-12

☎ 0994 - 43 - 4583

笠之原

地域農業振興のため、農家の皆さんの手足となって、頑張ります。



てらした ゆきひろ 寺下 幸弘

選任
(議会)

茶

鹿屋市旭原町 2538-11

☎ 0994 - 43 - 4833

旭原・札元・寿（1丁目～4丁目）

近年農業を取り巻く環境が変化しつつあります。微力ではありますが、地域の皆さんの役に立てればと思ひます。よろしくお願いいたします。



なかしおや ひとし 中塩屋 均

公選

露地野菜

鹿屋市小野原町 870-3

☎ 0994 - 44 - 2238

天神・船間・小野原・一里山・白水・古里

農業委員憲章を尊重し、農業生産の発展と、農家の皆さんのお役に立てるよう努めます。



にしのはら としお 西ノ原 敏男

公選

かぼちゃ・里芋・にんにく・大根・ジャガイモ

鹿屋市上谷町 13640-5

☎ 0994 - 44 - 7200

大浦・上谷・新生・打馬・大手

農業委員活動に努力をし、後継者の育成に協力したい。



はたい こうじ 畠井 孝二

公選

水稲

鹿屋市川東町 7084-3

☎ 0994 - 44 - 6666

新川・川東・寿（5丁目～8丁目）

ご支援いただいた農家の皆様方の期待に応じるべく、皆様方の手足となって、地域農業の活性化に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします申し上げます。



ふくおか たくじ 福岡 卓二

公選

水稲・里芋

鹿屋市飯隈町 2983-1

☎ 0994 - 49 - 2638

星塚・池園・飯隈・永野田

農業はわが国に於いて大切な産業だと思ひます。愛情を持って育てた作物は結果を出してくれます。探究心を持って農業に励み、また子孫に伝えるのが私たちの役目だと思ひます。今後ともよろしくお願いいたします。

輝北地区（7人）



ふくもと としお
福元 利夫

公選

水稻

鹿屋市川西町 4719

☎ 0994 - 43 - 5297

川西・名貫・田崎

改正農地法の施行に伴い、農政の推進に努め、優良農地の確保と効率利用を進め、認定農業者等の経営支援を強化し、農業、農村の振興に努めます。



やまなか たてお
山中 建夫

公選

畜産

鹿屋市王子町 4114

☎ 0994 - 44 - 1851

下祓川・西祓川・王子

2期目の農業委員として、地域の農業、農地を守り、また地域農業者の相談役として頑張ります。



ありむら たかし
有村 隆

公選

生産牛・水稻

鹿屋市輝北町諏訪原 3390-7

☎ 099 - 485 - 1856

柏木・日新・谷田

地域活性化のため、人農地プラン達成に向け頑張ります。



うえの てるお
上野 輝男

選任
(曾於農業共済)

肉用・繁殖牛

鹿屋市輝北町市成 2297

☎ 099 - 485 - 1536

上方・下方・辰喰・上場団地・久木野々・上沢津・下沢津

TPPをはじめ、農業のこの先に不安を感じることもあります。農家のためになる委員を、モットーに頑張ります。



くりやま たか
栗山 タカ

選任
(議会)

生産牛・水稻

鹿屋市輝北町上百引 2618

☎ 099 - 486 - 0564

一番郷・二番郷・西原・愛宕・本町・和泉ヶ野・坂宮・上平房

一期終わって、まだまだわからないことばかり、毎日が勉強です。高齢化で農家人口は減っていくばかり、不安だらけの高齢女性達の相談相手、話し相手になれたらと思います。



しょうしだ まさる
障子田 勝

公選

茶・露地野菜

鹿屋市輝北町諏訪原 874

☎ 099 - 485 - 1201

仏山・朝倉・八重山

認定農業者などの担い手に農地を集積し、その経営確立を支援します。また遊休、耕作放棄地の解消に向け全力で取り組んでいきます。どんな事でも気軽に相談ください。



ながよし のりみつ
永吉 徳光

公選

和牛・水稻・ゴボウ

鹿屋市輝北町平房 547

☎ 099 - 486 - 0618

中平房・下平房・竹下・三原・影吉

今からの農業は難しいです。牛、米、ゴボウを作っております。安心、安全に注意して消費者の皆様にご食べて頂きたいと思っております。一生懸命頑張ります。



にいほら あきのり
新原 晃憲

公選

肉用牛・水稻

鹿屋市輝北町上百引 863

☎ 099 - 486 - 0739

諏訪・樽久保・白別府・歌丸・名主段・宇都・風呂段・堂平・岳野

農業を取り巻く情勢は、非常に厳しいですが、農業の振興地域の活性化のため努力します。



ふくみつ よしひろ
福満 義洋

選任
(そお鹿児島農協)

茶

鹿屋市輝北町諏訪原 3766-1

☎ 099 - 485 - 1334

宮園・徳留・仮屋・福岡・浮牟田

そお鹿児島農協の推薦委員として2期目を務めることになりました。地域農業の振興を図るために努力していきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

申良地区 (10人)



うえやま ひろこ
上山 廣子

公選

生産牛・露地野菜

鹿屋市申良町有里 3937

☎ 0994 - 63 - 6401

下大塚原・下甫木・宮之下・星ヶ丘・中甫木・新大塚原・上大塚原上・桜ヶ丘・上大塚原下・富ヶ尾中央・吹上田

地域農業活性化のため、微力ながらお手伝いできればと思っております。気軽に声をかけてください。よろしくお願いいたします。



おおたけやま もりとし
大竹山 森利

選任
(土地改良区)

水稻・甘藷

鹿屋市申良町上小原 2598-1

☎ 0994 - 63 - 6919

中山下・中山原・中山上・十三塚・中宿・塩塚・永峯・県営住宅・大久保段

鹿屋地区土地改良区の推薦にて、農業委員になりました。これからの農業振興に一生懸命頑張っていきますので、よろしくお願いたします。



くらた ゆきお
倉田 雪男

公選

養豚・水稻

鹿屋市申良町岡崎 3347

☎ 0994 - 63 - 6658

愛ヶ迫・永和西・永和東・岡崎上・岡崎西・岡崎東・堅田・鶴亀・江口迫・上之馬場・諏訪下・緑ヶ丘・和田・上之馬場下

地域の農業者を支援する活動を行っていきたいと思います。



しんむら よしひろ
新村 良廣

公選

野菜・普通作物

鹿屋市申良町細山田 5306

☎ 0994 - 62 - 3379

伊集院・花鎌・外堀・新中堀・栞場・更和・共和・土持

40年間行政で培った知識と経験を生かし、農業委員としての役割をしっかりと果たすとともに、鹿屋市の農業振興のために尽力していきたいと思います。



たなか つぎお
田中 次男

公選

畜産・和牛繁殖

鹿屋市申良町細山田 4495-1

☎ 0994 - 62 - 3086

下之段・生栗須・下中・中野・山下・高松・立小野・堂園・平瀬

早いもので、農業委員になって3年が経ち、農業委員のやることをしてきて難しいこともありました。今回2期目の農業委員も頑張っていきたいと思います。



たむら としあき
田村 利秋

公選

養鶏・焼酎用甘藷

鹿屋市申良町有里 7306-1

☎ 0994 - 62 - 2301

竹下堀・入部堀・東新堀・中郷・矢柄・新栄・西新堀・上矢柄

鹿屋市農業発展のために、農地流動化を推進してまいりたいと思いますので、気軽に声をかけてください。



のさき よういち
野崎 陽一

選任
(議会)

ピーマン

鹿屋市申良町上小原 5906-2

☎ 0994 - 63 - 9029

下小原南・下小原北・大坪・白寒水

今回、議会推薦で農業委員の選任を受けました野崎陽一です。農業委員の仕事は初めてで責任の重さを感じていますが、一日でも早く皆さんの手伝いが出るよう頑張りますので、よろしくお願いたします。



はしくち さだのぶ
橋口 貞伸

選任
(鹿児島もつき農協)

和牛・繁殖経営

鹿屋市申良町細山田 5280 番地 68

☎ 0994 - 62 - 3786

上辰喰・辰喰・共心・馬掛・東新町・西新町・東共心・栄・上栄・東西

大隅半島の中心部鹿屋市は名実ともに日本有数の食料生産基地であり、農地を守り生かし国民の期待に応える安心安全な食材の提供をするためには、農業委員の職責は大であります。その一翼を担います。



ふじさき たかし
藤崎 隆資

公選

生産牛

鹿屋市申良町上小原 5700

☎ 0994 - 63 - 2362

松崎・城ヶ崎・柳谷・下方限

農業とは楽しく経営できることが最高と思います。地域農家の農業後継者の育成と地域農業発展に頑張りたいと思います。

吾平地区 (6人)



やました しげる
山下 繁

公選

露地野菜

鹿屋市申良町有里 7555-1

☎ 0994 - 63 - 9001

共栄西・共栄中・共栄東・昭栄・鳥之巢・平和・共栄東上・更栄

今後3年間、鹿屋市の農業委員として精一杯頑張りますので、よろしく願いいたします。



うえの のぼる
上之原 昇

公選

施設果樹・水稲

鹿屋市吾平町麓 5435

☎ 0994 - 58 - 6752

大川・永野牧・神野西・神野東・市之渡・横井坂・砂ヶ野・水流・黒羽子・荷掛

私の担当地区は、中山間地域であり、高齢者の多い集落でもあります。遊休農地等が増加する中、近年イノシシが多発しています。その対策、担い手の確保など行政、農家の皆さんと一緒に取り組んでいきたい。



がらん さとる
加覧 悟

選任
(議会)

水稲・甘藷

鹿屋市吾平町麓 1900

☎ 0994 - 58 - 7530

赤野・寒水・寺ヶ迫・持田・中尾・上町・下町・中町・西横町・上屋敷・宮前・町園・原田・坂下・益田

地域住民のために頑張ります。



くらおか あいこ
倉岡 愛子

公選

生産牛

鹿屋市吾平町上名 2089

☎ 0994 - 58 - 8187

萩崎・上西目・下西目・今吉・堀木田・鶯・白坂・石場・西迫

農地のパトロール、農地の確保と有効利用、遊休農地の解消等、地域のパイプ役として、活動し持続的発展のため、意欲のある担い手を確保し、集積に努めたいと思います。



ながやま ひろと
永山 裕人

選任
(肝付吾平町農協)

水稲・甘藷・新ゴボウ

鹿屋市吾平町上名 4785-3

☎ 0994 - 58 - 6810

鏡原・角野・東原・上車田・下車田・鉛屋敷・永山・筒ヶ迫・平瀬・麓中・麓東・麓西・楯上・楯下

大隅が日本の食料基地として頑張れるよう、農業の振興に努めます。



はぎさき ひではる
萩崎 英珍

公選

生産牛

鹿屋市吾平町上名 2491-1

☎ 0994 - 58 - 6823

木浦・木場・真戸原・金山・立元・上苫野・下苫野・苫野・平前・大牟礼・門前・新地・中福良

中山間地域で傾斜地の水田が荒れないよう管理、耕作する直接支払い制度は、多くの高齢者が支えています。農業委員には農地を守る任務があります。公的支援がなくなれば、任務を果たすことが難しくなります。



ふくもと やすみつ
福元 康光

公選

水稲

鹿屋市吾平町下名 278-1

☎ 0994 - 58 - 7140

坂元・川上・名主・池久保・川西中・真角・川北・茶田・樋之口・末次・井神島・論地・原口

今回の選挙により、吾平選挙区から選出された福元と申します。農業委員として農地の利用調整、耕作放棄地の発生防止や解消、担い手農家の育成等に取り組むたいと思いますので、何でもご相談ください。



8月1日に、臨時総会が開かれ、会長に木場夏芳さん、副会長に福元康光さんが選出されました。

農地の許可申請

■農業委員会では、限りある農地の有効利用と優良農地の確保を目指して、農地法、農業振興地域に関する法律に基づいて、農地の権利移動や農地転用の業務などを行っています。

農地法第3条申請

農地を農地として売買、貸借、贈与する場合の許可申請です。

○許可要件

- ・申請する農地を含め、所有する全農地を効率的に利用して耕作を行うと認められること。
- ・譲受人やその家族が常時農作業に従事すること。
- ・取得後の農地面積が40アール以上となること。
- ・申請する農地を譲受人が耕作することにより、周辺の農地利用に影響を与えないこと。

○手続きの流れ

- ▼ 申請書、必要書類を提出します。
- ▼ 書類審査、現地調査を行います。
- ▼ 総会で、審議され、許可（不許可）を決定します。
- ▼ 申請者に許可（不許可）指令書を交付します。

○その他

- ・申請する農地が鹿屋市以外の場合、その農地の所在地にある農業委員会に申請してください。

農地法第4条・第5条申請

農地を宅地、駐車場、倉庫等、農地以外に転用する場合の許可申請です。自分の農地を転用する場合は4条申請、農地を買って（借りて）転用する場合は、5条申請になります。

○許可要件

- ・農業振興地域の「農用区域内」でないこと。
※農業用施設であれば農用区域内でも可。
- ・立地基準・転用の確実性が認められること。
- ・周辺農地への被害防除措置が適切に計画がなされていること。
- ・一時転用の場合、農地への原状回復が確実と認められる場合

○手続きの流れ

- ▼ 申請書、必要書類を提出します。
- ▼ 書類審査、現地調査を行います。
- ▼ 総会で審議を行い、意見を付して県へ進達します。
- ▼ 県で審議され許可（不許可）が決定します。
- ▼ 農業委員会に許可（不許可）指令書が送付されます。
- ▼ 申請者に許可（不許可）指令書を交付します。

○その他

- ・農用区域内の農地については、事前に農振除外の手続きが必要です。
農用区域内の確認及び農振除外の手続きは、鹿屋市役所農政水産課（31-1117）にお問合せください。
- ・転用の内容により、必要な書類等も異なります。事前に農業委員会事務局にご相談ください。

○罰則

- ・許可を受けずに農地を転用した場合や、転用許可に係わる事業どおりに転用していないと、農地法違反となり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。また罰則の適用もあります。

利用権設定の申請

■農業経営基盤強化促進法に基づいて、農用地の利用集積、集団化など、効率的な利用を進める目的で期間を定めて貸し借りをを行う制度です。

利用権設定申請

貸し借りの手続きが簡単で、農地法の許可も不要です。

○メリット

- ・貸した農地は契約期間が終了すれば離作料を払うことなく必ず返してもらえます。
- ・経営規模の拡大がすぐにできます。
- ・貸借期間中は安心して耕作ができます。
- ・貸借期間が終了する前に、双方に農業委員会からお知らせします。
- ・更新するか、終了するかその都度決めることができます。

○手続きの流れ

- ▼ 双方で貸借期間、賃借料、支払方法などを決めます。
- ▼ 連名で農業委員会事務局に申出書を提出します。
- ▼ 総会で諮られたのちに、市が公告します。
- ▼ 農業委員会事務局が、双方に契約書を送付します。

標準事務処理期間

■ 利用権設定、農地法第3条・第4条・第5条の申請受付締切日から許可日までの標準処理期間を次のとおり設定しています。

申請種類		締切日	標準処理期間	許可権者
利用権設定	賃借、使用貸借許可	毎月10日 (閉庁日の場合は 直後の開庁日)	23日	鹿屋市長
農地法第3条	自己所有農地の売買、貸借許可			鹿屋市農業委員会
農地法第4条	自己所有の農地の転用許可		48日	鹿児島県知事
農地法第5条	自己所有以外の農地の転用許可			

申請理由	手数料	発行する証明書	取扱先	必要なもの
軽油取引税の減免申請が必要なとき	200円	耕作面積証明書	農業委員会事務局	印鑑 手数料 委任状 (本人以外が申請する場合)
農地法第3条許可申請に必要なとき	無料		各総合支所産業建設課	
農地法の許可申請を行ったことを証明するとき	200円	事実証明書	農業委員会事務局	
現況が農地でないとき	350円	非農地証明書		
農地の競売等に参加したいとき	無料	買受適格証明書		

証明書の発行

○ 相続

- ・ 相続により農地を取得した者は、おおむね10ヵ月以内に届け出てください。

○ 農用地利用（形質）変更届

- ・ 農地を盛り土・削土等を行う場合。
- ・ 隣接農地や用水・排水等に影響が及ばないか現地調査を行います。

○ 農業用施設届

- ・ 2a未満の所有農地を耕作又は養畜のための農業施設用地（施設、通路等面積含む）として転用する場合。
- ・ 現地調査を行います。



届出が必要な事項

○ 届出に必要な書類は、農業委員会事務局、各総合支所産業建設課にあります。

助成金交付事業

■ 農用地の有効利用と利用集積を推進するため、一定の要件を満たす対象者に助成金を交付します。

事業名	鹿屋市農用地利用集積促進事業			
対象地域	市内の農振農用地区域内の農地			
対象者	(借り手) 市内に居住の認定農業者 (貸し手) 認定農業者へ農地を貸し出した者			
交付要件	①農業経営基盤強化促進法に規定する利用権(賃借権)の設定(3年以上)が行われていること。 ②1ヵ所の圃場において、10a以上の面積があること。 ③当該農地が国・県等の助成金等の対象になっていないこと。 ④農業生産法人で、その法人の構成員が当該法人に利用権を設定するものでないこと。 ⑤市税の滞納がないこと。			
助成金の種類	10 a 当たり	設定期間	借り手	貸し手
		3年以上6年未満	2,000円	3,000円
		6年以上	4,000円	6,000円

事業名	鹿屋市遊休農地解消対策事業		
対象地域	市内の農振農用地区域内の農地		
対象者	市内に居住している農家等で、他人の遊休農地を農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づき利用権設定及び所有権移転を行った者		
交付要件	①市内の土地で、地目が田又は、畑であること。 ②他人から利用権設定又は、所有権移転した遊休農地であること。 ③自作地と接続する不作付農地又は、概ね10a以上連続する遊休農地であること。 ④自作地と一体的に整備する場合も対象となること。 ⑤除伐、プラウ耕、ロータリー耕等により耕作可能な農地とすること。 ⑥市税の滞納がないこと。		
助成金の種類	10 a 当たり	助成対象事業費限度額	30,000円
		業者委託	1/2以内
		本人整備	1/3以内

公的年金 農業者年金

■ 農業者の老後の生活安定及び福祉の向上を目的とし、農業者にもサラリーマンなみの年金をもらえるようにつくられた安全・安心な公的年金制度です。農地を持たない農業者や家族従事者も加入できます。

○ 加入要件

- ・ 国民年金の第1号被保険者(免税者でない方)
- ・ 20歳以上60歳未満であること。
- ・ 年間60日以上農業に従事していること。(月平均5日程度)
- ・ 農業者年金加入後は、国民年金付加年金(月額400円)に加入する必要があります。

○ メリット

- ・ 積立型で少子高齢化に対応した安全で安心な年金!
- ・ 保険料は月々20,000円から67,000円まで自由に決められる!
- ・ 80歳までの保証付の終身年金!
- ・ 保険料は社会保険料控除、支払われる年金にも公的年金控除が適応されます。
- ・ 認定農業者など担い手農家には、保険料の国庫補助制度もあります。

○ 農業者年金のご相談は、最寄の農業協同組合、鹿屋市農業委員会事務局まで、お問合せください。

平成24年度 標準賃金

■ この標準賃金は、法令や規定によるものでなく、強制力はありません。地域により高いところ、安いところがあると思いますので、この表を参考に雇う人、雇われる人が話し合ってください。

区分	種類	単価	備考
賃金	一般賃金(8時間)	5,200円	最低賃金
耕賃 (10aあたり)	耕起のみ	5,000円	田
	代かきのみ	7,000円	
	耕起から代かき	14,000円	
	機械田植え	7,000円	
	耕起から田植え	20,000円	畑
	耕起のみ	4,000円	
	深耕(プラウ)	5,000円	
	プラソイラー	4,000円	
水稲	刈取(10aあたり)	6,500円	ヒモ代込み
	脱穀(10aあたり)	7,000円	ハーベスター(ヒモ代込み)
		14,000円	コンバイン(刈取から脱穀まで)
	籾乾燥(バインダー1袋あたり)	1,000円	
その他 (10aあたり)	うねたてのみ	4,500円	
	うねたて、マルチ張り	8,500円	
	うねたて、マルチ張り、土壌消毒同時作業	11,000円	
	掘り取り	13,000円	甘藷・澱粉用(ハーベスターによる)
		12,000円	馬鈴薯(ハーベスターによる)
		6,000円	甘藷(トラクターによる)
		3,500円	甘藷(耕耘機による)

平成24年度 実勢賃借料金

■ 農地の貸し手・借り手において賃借料決定の参考としていただけるよう、農地法及び農業経営基盤強化促進法により締結(公示)された賃貸借における実勢賃借料について、お知らせいたします。

地域	地目	畑		単位	
		田(水稲)	農用地区域		農用地区域外
鹿屋地域		8,800円	10,500円	11,600円	10aあたり
串良地域		10,300円	9,700円	10,000円	
吾平地域		9,400円	5,800円	9,000円	
輝北地域		10,200円	5,900円	9,000円	
鹿屋市全体		9,700円	8,000円	9,900円	

(備考) 賃借料金については、原則、貸し手と借り手双方の協議で決定されるものです。

平成23年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における平均額(10aあたり)です。

ストップ！遊休農地（耕作放棄地）

■ 耕作が困難な方は、荒廃する前に地域の農業委員、農業委員会事務局までご相談ください。



(写真) 甘藷畑に迫る耕地放棄地のセイタカアワダチソウ

■ 農地を荒廃させると、雑草の種が飛散したり、病害虫が発生して、近隣の田畑の耕作者や周囲の住民にも大変な迷惑をかけてしまいます。

■ 火災や産業廃棄物を不法投棄されるおそれもあり、元の良好な農地に戻すためには相当な時間と労力がかかります。

■ 農地をお持ちの方は責任をもって管理をしていただくようお願いいたします。



購読されませんか 全国農業新聞！

農政の動きや暮らしにも役立つ情報が満載です。家族で楽しめる記事も充実しています。申し込みは、随時受付しています。お気軽にお問合せください。

購読料 月額 600 円（一週当たり 150 円）

発行 毎週金曜日

申込み 農業委員会事務局（0994-31-1131）

お知らせ

- 農業委員会の情報がインターネットでご覧いただけます。
ホームページ <http://www.e-kanoya.net/htmlbox/nougyou/index.html>
- 今後は農地のあっせん情報等も掲載しますので、ご活用ください。

名称	鹿屋市農業まつり	星のふるさと輝北まつり	くしら黒土祭り	美里吾平農業祭
とき	11月23日(祝)	11月10日(土)・11日(日)	11月25日(日)	11月11日(日)
会場	鹿児島中央青果(株) (株)鹿屋第一青果卸売市場	輝北運動場 輝北コミュニティセンター	鹿屋市申良平和公園 イベント広場	吾平町振興会館 周辺広場

事務所	鹿屋市農業委員会事務局	輝北総合支所産業建設課	申良総合支所産業建設課	吾平総合支所産業建設課
職員数	10人	3人(兼務)	3人(兼務)	3人(兼務)
住所	〒893-8501 共栄町20番1号	〒893-0292 輝北町上百引3914番地口	〒893-1692 申良町岡崎2081番地	〒893-1192 吾平町籠3317番地
電話番号	(代表) 0994-43-2111	099-486-1111	0994-63-3111	0994-58-7111
	(直通) 0994-31-1131		0994-63-3114	0994-58-7257

編集後記・・・

今年度の農業委員会だより No. 8 は、農業委員改選に伴う、新たな農業委員 40 人の紹介を中心に発刊いたしました。農業委員会では、農地の利用集積や遊休農地対策など、より一層、地域農業者との一体的な取り組みが求められています。

今後とも、新たに編集委員として加わりましたメンバーを中心に、地域のホットな話題等を取り入れ、わかりやすい情報の提供に努めてまいりますので、よろしくお願いたします。

編集委員 (西ノ原 敏男・有村 隆・新村 良廣・倉岡 愛子)